

別紙13 委託業務一覧表

委託業務名称	該当年度				備考
	R6	R7	R8	R9	
(1) 庁舎清掃業務	○	○	○	○	委託業務仕様書 1
(2) 機械警備業務	○	○	○	○	委託業務仕様書 2
(3) 消防用設備等点検業務	○	○	○	○	委託業務仕様書 3
(4) 計装設備点検業務	○	○	○	○	委託業務仕様書 4
(5) 臭気測定業務		○			委託業務仕様書 5
(6) フロン使用機器定期点検業務			○		委託業務仕様書 6

厚別洗浄センター庁舎清掃業務 仕様書

(令和6, 7, 8, 9年度共通)

1. 清掃対象及び面積等

- (1) 所在地 : 札幌市厚別区厚別町山本711番地 厚別洗浄センター
- (2) 供用開始年月 : 平成22年4月
- (3) 面積等: 通常清掃・床磨き・窓ガラス及び窓枠の清掃面積は、別添面積表のとおり。

2. 通常清掃

1. 作業内容

別表 通常清掃作業内容のとおり。

2. 清掃回数及び作業時間帯

清掃回数は、別添面積表のとおりとする。ただし、土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始期間（以下「土曜日等」とする。）を除く。

作業時間帯は原則として、職員の執務時間帯とする。

なお、2週間に5回の清掃個所は隔日を原則として月水金火木のパターンで実施する。

3. 安全対策

受託者は、作業の実施にあたっては事故防止に十分な配慮をするとともに、事故に対する一切の責任を負うこと。

3. 床磨き清掃

1. 作業内容

以下に示すとおり。

①弾性床材

床洗浄・・・適正洗剤を用いて汚れを完全に除去する。作業後、水拭きを十分に行う。

樹脂ワックス仕上げ・・・樹脂ワックスを用いて、3回以上重ね塗布する。フリーアクセス床には、帯電防止用ワックスを使用する。

2. 清掃回数及び作業時間帯

清掃回数は、別添面積表のとおりとする。

作業時間帯は原則として、職員の執務時間内とする。

3. 安全対策

受託者は、作業の実施にあたっては事故防止に十分な配慮をするとともに、事故に対する一切の責任を負うこと。

作業中は、立ち入り禁止などの表示をすること。

電気室等、危険な箇所での作業にあたっては、必ず担当職員の立会及び指示を受けること。

4. 窓 ガ ラ ス 清 掃

1. 作業内容

- (1) 窓ガラス清掃は、ガラス内外面のほこり等の汚れを洗剤で除去し磨きあげる。
- (2) 窓枠の清掃は、窓枠内外面のほこり等の汚れを洗剤で除去し磨きあげる。
- (3) その他、上記(1)～(2)に付帯する業務

2. 清掃回数及び作業時間帯

清掃回数は、年1回とする。

作業の実施は、原則として職員執務時間内とする。

3. 安全対策

受託者は、作業の実施にあたっては事故防止に十分な配慮をするとともに、事故に対する一切の責任を負うこと。

高所（窓枠上辺部の高さが、5.0m以上あり、かつ、内部から作業できない場所）作業においては、安全帯等を着用し安全対策に万全を期すること。

電気室及び危険な箇所での作業にあたっては、必ず担当職員の立会及び指示を受けること。

清掃作業、清掃回数及び対象範囲

通常清掃	5回／週 浴室、シャワー室、脱衣・洗濯室、給湯室、トイレ
	5回／2週 風除室、玄関、廊下、事務室、更衣室、仮眠室、各階階段
	1回／週 会議室、水質試験室、受付室
床磨き清掃	2回／年 玄関、廊下、事務室、会議室、操作室、脱衣・洗濯室、給湯室、更衣室、仮眠室、トイレ、水質試験室、受付室、電気室
窓ガラス清掃及び窓枠清掃	1回／年 風除室、玄関、事務室、会議室、操作室、更衣室、仮眠室、水質試験室、受付室、資材庫、電気室、換気機械室

通常清掃 作業内容

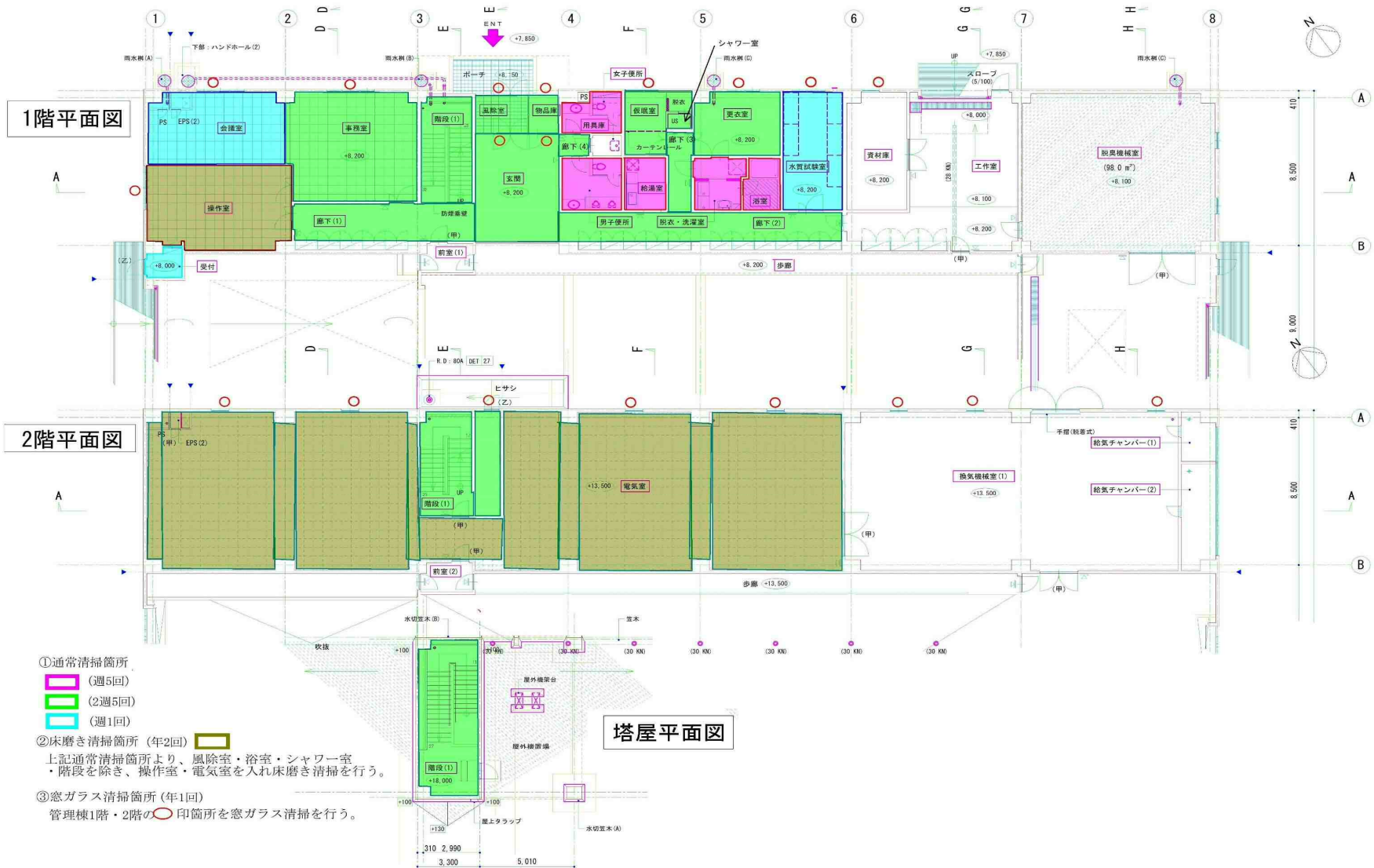
作業箇所	作業内容	説 明	作業回数
1 玄関 風除室	掃き・拭き清掃 間仕切り等清掃 金属磨き マット清掃 塵はらい	<ol style="list-style-type: none"> 1 ほうき及び化学処理モップを用いて床の土、砂、ほこりを取り除く。 2 床の汚れが激しい時は、水拭き又は中性洗剤で拭き取る。 3 出入口の扉、ガラス及び間仕切りガラスを拭きあげる。 4 金属部分の汚れを除き、磨きあげる。 5 床マットの土、砂、ほこりを取り除く。 6 窓枠、置物等の塵はらい。 	面積表のとおり
2 廊下 各階階段	掃き・拭き清掃 手摺ふき 塵はらい 金属磨き	<ol style="list-style-type: none"> 1 ほうき及び化学処理モップを用いて床の土、砂、ほこりを取り除く。 2 汚れの激しい箇所は、水拭き又は中性洗剤で拭き取る。 3 手摺の拭き掃除をする。 4 扉の塵はらい。 5 金属部分の汚れを除き、磨きあげる。 	面積表のとおり
3 トイレ	掃き・拭き清掃 ごみの処理 拭き清掃 衛生器具清掃 洗面台等清掃 金属磨き 汚物処理 衛生消耗品補給	<ol style="list-style-type: none"> 1 床の掃き掃除を行う。 2 床を水拭きする。また、汚れの激しいところは中性洗剤で拭き取る。 3 ごみ箱のごみを処理する。 4 扉・間仕切りの拭き掃除をする。 5 衛生陶器類を適正洗剤で洗浄する。 6 洗面台を清掃し、鏡を磨きあげる。 7 金属部分の汚れを除き、磨きあげる。 8 汚物を搬出処理する。 9 トイレットペーパー、水石鹼等を補給する。 	面積表のとおり
4 給湯室	掃き・拭き清掃 ごみの処理 茶がら処理 流し台等清掃 金属磨き	<ol style="list-style-type: none"> 1 床の掃き掃除を行う。 2 床を水拭きする。また、汚れの激しいところは中性洗剤で拭き取る。 3 ごみ箱のごみを処理する。 4 茶がらを処理し、容器を洗浄する。 5 流し台とその周辺を清掃する。 6 金属部分の汚れを除き、磨きあげる。 	面積表のとおり

<p>5 風 呂 脱 衣 室 シャワー室 洗 濯 室</p>	<p>掃き・拭き清 掃 ごみの処理 拭き清掃 浴槽清掃 洗面台等清掃 金属磨き</p>	<p>1 脱衣室床の掃き掃除を行う。 2 洗い場床を清掃する。また、汚れの激しいところは中性洗剤で拭きとる。 3 ごみ箱のごみを処理する。 4 扉・間仕切りの拭き掃除をする。 5 浴槽を適正洗剤で洗浄する。 6 洗面台を清掃し、鏡を磨きあげる。 7 金属部分の汚れを除き、磨きあげる。</p>	<p>面積表の とおりの</p>
<p>6 事 務 室 更 衣 室 休 憩 室 仮 眠 室 会 議 室 水質試験室</p>	<p>掃き・拭き清 掃 紙屑処理 ちりはらい ふき清掃</p>	<p>1 ほうき及び化学処理モップを用いて土、砂、ほこりを取り除く。 2 床の汚れが激しい時は、水拭き又は中性洗剤で拭き取る。 3 ごみ箱のごみを処理する。 4 窓枠、ブラインド等の塵はらいを行う。 5 扉、間仕切り、ガラス、金属部分等を拭きあげる。</p>	<p>面積表の とおりの</p>
<p>〈作業方法〉</p> <p>1 上記の作業内容以外であっても、随時庁舎の内外を巡回し、特に汚れが目立つところの清掃を実施し、常に清潔な状態を維持しなければならない。</p> <p>2 床材及び壁材等は、多種にわたる材料を使用しているため、これらに適合した清掃方法によること。</p> <p>3 回収した空き缶は回収箱に投入すること。</p>			

施設名：厚別洗浄センター

(単位：m²)

施設名	区分	清掃箇所	対象面積 (㎡)	通常清掃			床磨き清掃		窓ガラス清掃	
				週5回	週5回	週1回	年2回	年1回	ガラス	枠
				面積	面積	面積	作業面積		片面積	両面積
厚別洗浄センター	1階	風除室	6.3		6.3				11.6	9.3
		玄関	38.5		38.5		38.5		17.7	14.2
		廊下(1)	21.1		21.1		21.1			
		廊下(2)	25.6		25.6		25.6			
		廊下(3)	6.5		6.5		6.5			
		廊下(4)	1.9		1.9		1.9			
		事務室	42.7		42.7		42.7		4.3	3.4
		会議室	33.0			33.0	33.0		4.3	3.4
		操作室	0.0				39.9		4.3	3.4
		浴室	6.5	6.5						
		シャワー室	1.5	1.5						
		脱衣・洗濯室	8.1	8.1			8.1			
		給湯室	6.9	6.9			6.9			
		更衣室	17.9		17.9		17.9		2.9	2.3
		仮眠室	10.5		10.5		10.5		2.9	2.3
		トイレ	16.7	16.7	洋2 小2		16.7			
		水質試験室	23.0			23.0	23.0		2.9	2.3
		受付室	3.0			3.0	3.0		0.9	0.7
		階段(1)	17.6		17.6					
	資材庫	0.0						2.4	1.9	
2階	階段(1)	27.9		27.9						
	電気室	0.0				316.9		34.5	27.6	
	換気機械室							20.8	16.6	
塔屋	階段(1)	30.1		30.1						
小計		-	39.7	246.6	59.0	612.2	0.0	109.5	87.4	
計		-	39.7	246.6	59.0	612.2	0.0	109.5	87.4	
日平均面積		≒ 175 m ² /日								



業務名	厚別洗浄センター 庁舎清掃業務		1/1
図面名	施設全体平面図		
縮尺	NOSCALE	作成年月	

厚別洗浄センター機械警備業務 仕様書

(令和 6・7・8・9 年度共通)

1 業務概要

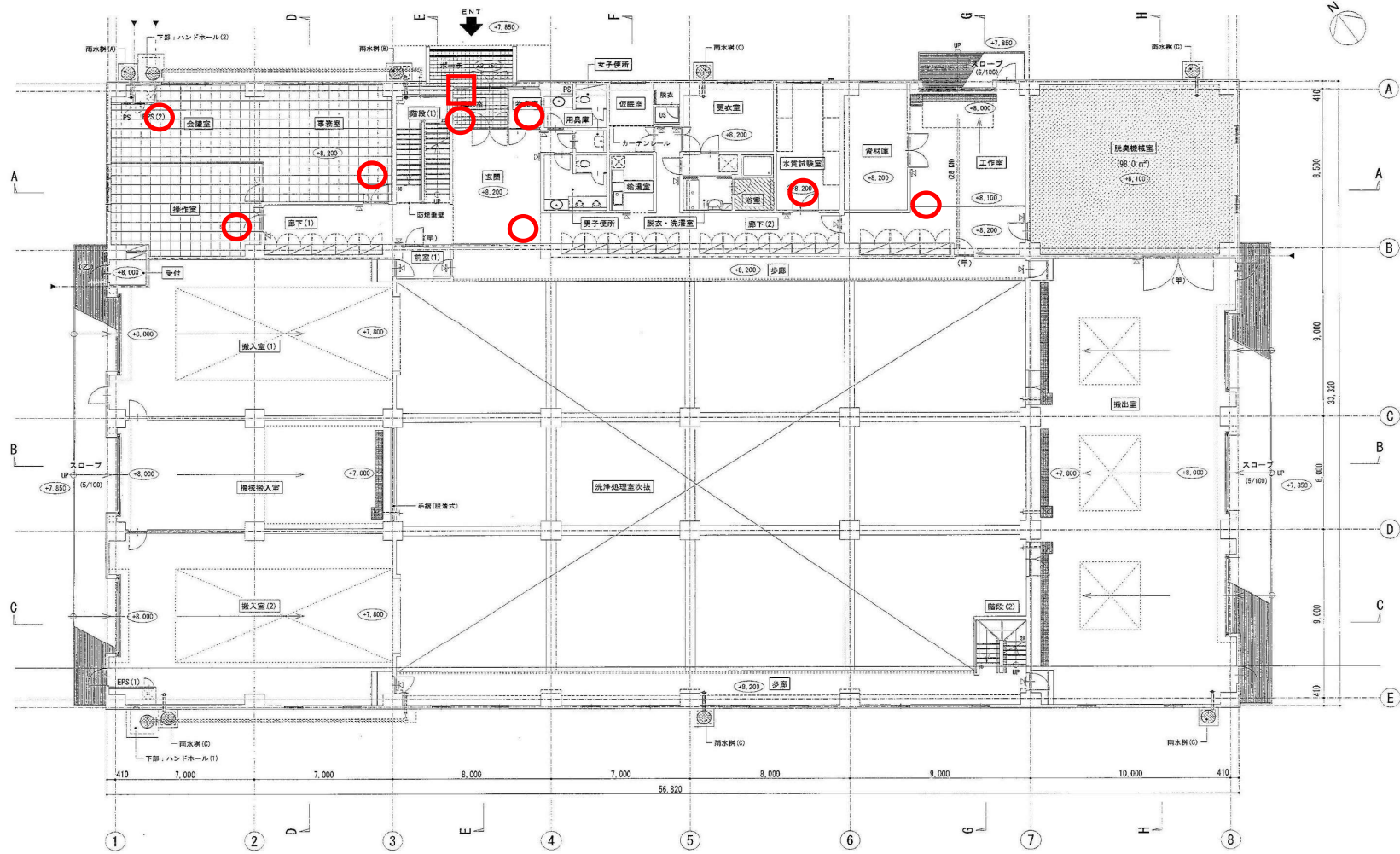
火災並びに不法侵入による盗難及び器物損壊の防止、予防、早期発見等を目的として、厚別洗浄センターにおいて、警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）に規定する機械警備業者による機械警備業務を行う。

2 警備対象施設

厚別洗浄センター（地下 1 階地上 2 階建 機械警備対象面積：847 m²）

3 機械警備業務について

- (1) 札幌市内の事業所において、警備業法第 2 条第 1 項第 1 号に定める警備業務に係る警備業の認定を受け、又は、営業所設置等の届出を行っている機械警備業者（警備業法第 40 条に基づき、北海道公安委員会に機械警備業務開始届出書を提出していること。）が行うこと。
- (2) 機械警備は、機械警備開始操作により機械警備開始信号を機械警備業者の基地局に送信した時点から、機械警備解除操作により機械警備解除信号を受託者の基地局に送信した時点までの間を警備の対象とする。
- (3) 機械警備業者は、別添図のとおり、次に掲げる警備機器等を正常に作動させ、施設内の異常の有無を間断なく監視することにより、施設内の安全を確保すること。
なお、アからイに掲げる機器及びアからエに係る配線等については、既設設備の使用を見込んでいるが、更新等が必要となった場合は委託者に協議すること。
ア パッシブセンサー（11 か所）
イ 警戒解除カードスイッチ
ウ 非常通報装置
エ 警備対象施設の設置機器等と機械警備業者の基地局との通信手段として、警備対象施設の電話回線の使用を認める。
- (4) 機械警備業者は、警備対象施設の異常を感知したときは、遅延なく緊急要員を当該施設に急行させ、施設の内部及び外部周辺を点検し、異常の有無を確認すること。また、火災を感知した場合は、施設への急行と並行して、消防機関へ即時通報すること。なお、警備対象施設において、火災、事件、事故等の異常が発生した場合は、遅延なく関係機関へ報告すること。
- (5) 機械警備業者は、警備機器等の正常な作動を適宜確認するとともに、毎月 1 回保守点検等を行い、故障等により異常が生じたときは、遅滞なく警備上の安全措置を講ずること。
- (6) 機械警備業者は、貸与された警備対象施設の鍵を適正に管理するとともに、その複製及び第三者への貸与をしてはならない。
- (7) 機械警備業者がその責に帰すべき事由により、委託者が所有する施設、機器等に損害を与えた場合は、受託者又は当該機械警備業者が修復又は原状回復すること。
- (8) 機械警備業者及び本業務に従事する警備員は、本業務の遂行上知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。なお、本業務終了後及び退職後においても同様とする。
- (9) 受託者は必要に応じて、適宜、必要な報告書を機械警備業者に提出させること。

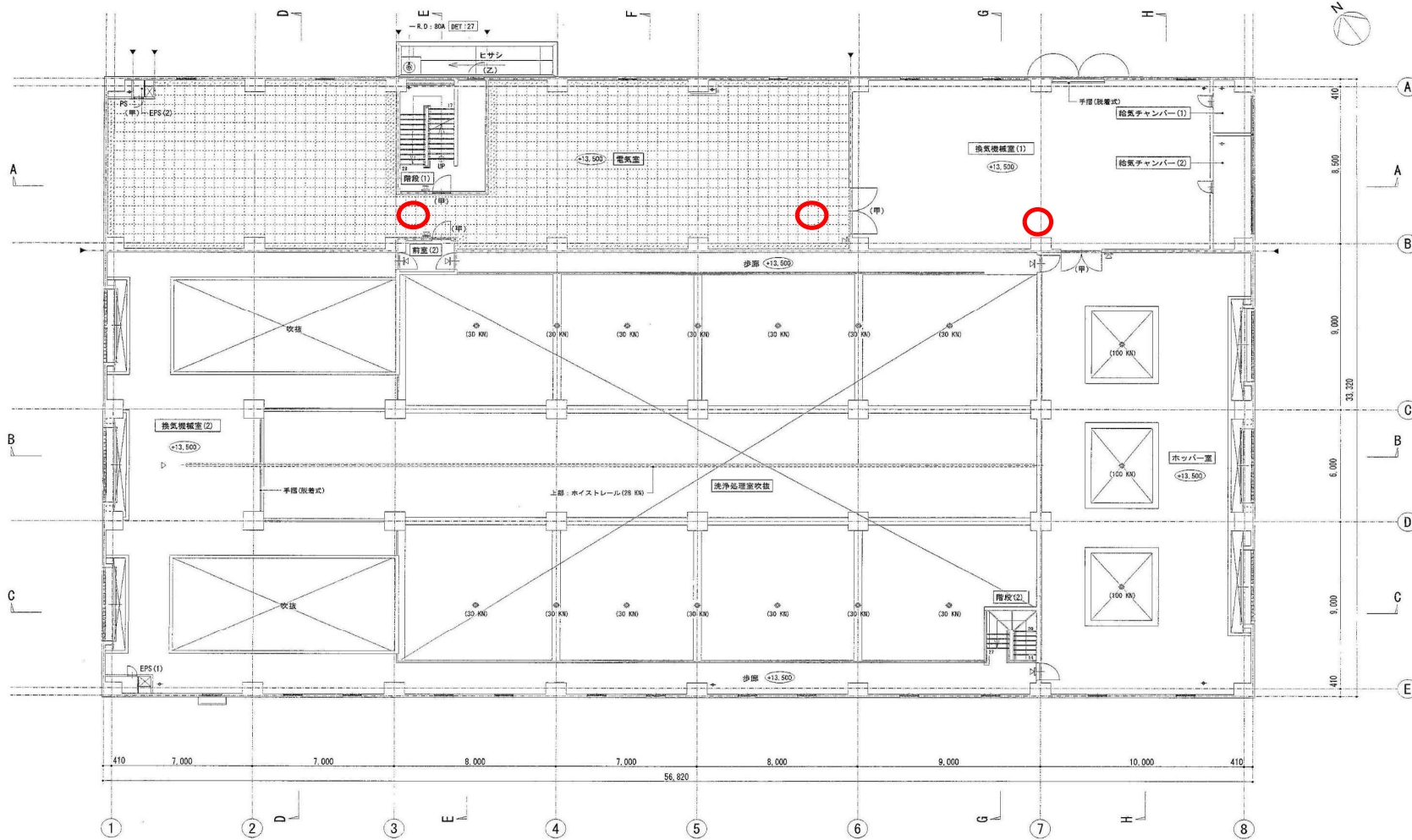


1階平面図 S=1/100

- | | | |
|-------------------------|-----------------------|------------------|
| 1. 鉄筋コンクリート造 | 7. マンホールカバー (鉄製) 600φ | 13. 水向きを示す。 |
| 2. 軽量鉄骨造 | 8. 手掛・足掛金物 | 14. 防火区画 |
| 3. 無筋コンクリート部分 | 9. 吊フック (使用荷重) | 15. (甲) 「特定防火設備」 |
| 4. 0Aフロア部分 | 10. ホイストレール (使用荷重) | 16. (乙) 「防火設備」 |
| 5. <無筋コンクリート> <PC> 部分 | 11. 室名札 | |
| 6. <フリーアクセスフロア> <RC> 部分 | 12. R.D.P. (ルーフレイン縦樋) | |

○ : パッシブセンサー
 □ : 制御盤

業務名	厚別洗浄センター 機械整備業務		1/2
図面名	1F平面図		
縮尺	NOSCALE	作成年月	



○ : パッシブセンサー

2階平面図 S=1/100

- 凡例**
- 1. 鉄筋コンクリート道
 - 2. 軽量鉄骨造
 - 3. 無筋コンクリート部分
 - 4. 6Aフロア部分
 - 5. <無筋コンクリート> <PH>部分
 - 6. <フリーアクセスフロア> <FE>部分
 - 7. マンホールカバー (鋼鉄製) 600φ
 - 8. 手掛・足掛金物
 - 9. 吊フック (使用荷重)
 - 10. ホイストレール (使用荷重)
 - 11. 窓名札
 - 12. R.D.P. (ルーフトレイン機種)
 - 13. 水勾配を示す。
 - 14. 防火区画
 - 15. (甲) 「特定防火設備」
 - 16. (乙) 「防火設備」
 - 17. 表示板

業務名	厚別洗浄センター 機械警備業務		2/2
図面名	2F平面図		
縮尺	NOSCALE	作成年月	